

○決算委員会

予備費支出の件（六件）

件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院		衆議院		備考
				付託	議決	付託	議決	
昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		五、二二五	受領 五、六、一五	(予)承 五、七、七、五	承 五、七、七、九	(予)承 五、六、二、三、五	承 五、七、五、四、四	
昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		二、二二五	受領 六、一五	(予)承 七、五	承 七、九	二、二二五	承 五、四、四	
昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)		二、二二五	受領 六、一五	(予)承 七、五	承 七、九	二、二二五	承 五、四、四	
昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)		五、二二六	受領 六、一五	(予)承 七、五	承 七、九	五、二二六	承 五、四、四	
昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)		二、二二六	受領 六、一五	(予)承 七、五	承 七、九	二、二二六	承 五、四、四	
昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)		二、二二六	受領 六、一五	(予)承 七、五	承 七、九	二、二二六	承 五、四、四	

決算その他(一一件)

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書	五四、一二、二五 (第九十一回国会)	五、四、一〇	五七、四二六 五七、四二八	五、四、一〇	五七、四一九 五七、四二〇	
昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書	五五、一、二九 (第九十一回国会)	五五、二、二二	四、二六 四、二八	一一、二二	四、一九 四、二〇	
昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書	九一、一、二九 (第九十一回国会)	一一、二二	四、二六 四、二八	一一、二二	四、一九 四、二〇	
昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書	一一、二、二六 (第九十四回国会)	五、四、二三	五七、四二六 五七、四二八	一一、二二	五七、四一九 五七、四二〇	五七、四、二三本会議で大蔵大臣の報告を聴取した。
昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	五六、一、三〇 (第九十四回国会)	五六、二、二二	四、二六 四、二八	一一、二二	四、一九 四、二〇	
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	九四、一、三〇 (第九十四回国会)	一一、二二	四、二六 四、二八	一一、二二	四、一九 四、二〇	
昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年政府関係機関決算書	一一、二、二五	五七、五、四	五七、八二八	一一、二二	五七、四一九 五七、四二〇	五、四本会議で大蔵大臣の報告を聴取した。
昭和五十五年一般会計国庫債務負担行為総調書	一一、二、二五	五六、二、二五	七、五 七、九	五六、二、二五	五、四 六、五	
昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書	五七、二、二九	五七、二、二九	七、五 七、九	五七、二、二九		

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	委員會議決	付託	委員會議決	
昭和五十五年国国有財産無償貸付状況総計算書	五七、二二九	五七、二二九	議決	五七、二二九	議決	
昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	二二六	二二六	議決	三、一	五、四 六、一五	

昭和五十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十五年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十五年特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(いずれも衆議院送付)

五六、一二、二五 内閣提出

六、一五 衆承諾

七、九 参承諾

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十五年一般会計予備

費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外七件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら八件の内容は、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間において、使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費及び財政法第十五条第二項の規定による一般会計の国庫債務負担行為に係るものでありまして、主な項目として、災害復旧、総理大臣の外国訪問、スモン訴訟における和解の履行等に必要経費、あるいは退職手当、国民健康保険事業に対する国庫負担金、雇用安定給付金等の不足を補うために必要な経費などが挙げられております。

委員会におきましては、これら八件を一括して審査いたしました。質疑の内容につきましては会議録によって御

承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、予備費関係六件につきましては多数をもって承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為二件につきましては全会一致をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（いずれも衆議院送付）

五七、 二、二六 内閣提出

六、一五 衆承諾

七、九 参承諾

委員長報告

昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

昭和五十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書

九十一回国会 五四、一二、二五 内閣提出

未了

九十二回国会

未了

九十三回国会

未了

九十四回国会

五六、四、一〇

本会議報告

継続審査

九十五回国会

継続審査

九十六回国会

五七、四、二八

議決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十三年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果につ

いて御報告申し上げます。

昭和五十三年度決算は、昭和五十四年十二月二十五日国会に提出され、同五十六年四月十日当委員会に付託となり、また、国有財産関係二件につきましては、同五十五年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が所期の目的に沿い適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、広く国民的視野からの実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

この間、決算外二件の審査のための委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革の問題を初め、外交、防衛、教育、科学技術、社会保障、海外経済協力、中小企業対策、日本電信電話公社の不正経理など、行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

四月二十六日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する八

項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒委員、公明党・国民会議を代表して峯山委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員、日本共産党を代表して安武委員、一の会を代表して中山委員より、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して亀井委員、ほかに森田委員より、それぞれ本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、これまで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方につき政府の努力を要請してきたところである。

政府は、会計検査院の検査機能の充実に関し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、今後とも会計検査院の行う検査の重要性にかんがみ、同院

の行う検査の実施にあたっては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。

(2) 近時、宮崎刑務所をはじめ多くの行刑施設及び矯正管区において、刑務作業製品展示即売会における販売代金の一部等を歳入に組み入れないで資金をねん出し、これを別途経理し、正規の予算で定められた範囲を超えて、材料の購入あるいは即売会の経費等に使用するなど、会計法令に違反する不正な経理が行われていたことは、まことに遺憾である。

政府は、刑務作業という、行刑施設における処遇の基礎とされ、受刑者にとっては社会復帰のための重要な手段とされているものに関連して不正な経理が指摘されたことを反省するとともに、各行刑施設が行う処遇活動が損なわれることのないよう留意しつつ、適切な管理運営に努め、もつてこの種事態の根絶を期すべきである。

(3) 会計検査院が、決算検査報告において不当と指摘した事項の中には、たとえば電気料金において、契約電力が使用実績に比べ著しく過大となつているため不経済な支払いが行われた事例にみられるように、同種の

事項について、多年度にわたり、数箇所の機関において相次いで指摘されるような事態が見受けられ、しかもその金額が多額に上つていくことは看過できない。

政府は、不当経理の絶滅に対する国民の強い要望にこたえ、会計職員に対し予算執行について一層の注意を喚起するとともに、決算検査報告の指摘については、単に当該機関における是正をもつて終ることなく、全体の問題として受けとめ、各省庁等においてその周知を図り、同種事例の存否の点検を促すなど、予算執行の厳正を期すべきである。

(4) 国の予算編成にあたっては、その原資が国民の税金であることにかんがみ、厳正な見積りが求められるのは当然であるが、毎年度決算上多額の不用額が発生するなどの事態が繰り返されていることは遺憾である。

政府は、現下の厳しい財政事情の中にあつては、特に国民から厳格な財政運営が求められていることを改めて認識し、不用額の発生原因については十分調査検討して今後の予算編成に役立てるよう努めるべきである。

(5) 東京芸術大学において、一教官が、大学の購入する

楽器の選定に関し、収賄容疑で逮捕されるという不祥事件が発生し、これを契機として、さらに同大学における楽器購入の手続きや教官の個人レッスン等のあり方及び学生に対する楽器の売買に伴うリベートに関し、問題が指摘されるなどの事態が生じたことは、まことに遺憾である。

政府は、大学教官が国家公務員であることにかんがみ、今回の事件に対しては厳正に対処するとともに、指摘された問題については、まず大学当局が自主的かつ積極的な改善措置を行うよう求め、今後再び国民の不信を招くことのないよう努めるべきである。

(6) 日本国有鉄道は、諸般の事情により、その経営状況が極めて不良となっており、これに対し国民の厳しい批判が寄せられている現状は看過できない。

政府は、日本国有鉄道が、真に国民の足として信頼される機関となるために、その経営改善について一層配慮するとともに、正常な労使関係の確立等について、国鉄当局が実効ある処置をとるよう指導監督するなど、万全を期すべきである。

(7) 近年、官公庁が発注する公共事業の入札に際し、業

者間等において、いわゆる談合が行われているとの指摘があり、公共事業の契約に関して国民の不信を招くような事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、予算の効率的使用の観点からも、この種の入札にあたって公正な競争が確保され、公共事業の適正な執行を図るよう、入札に関する関係法令の運用の一層の適正化を図るとともに、早急の実効ある対策を講ずべきである。

(8) 近年、特定の地方公共団体において、町税を正規の歳入科目に入れず、別科目で歳入処理するという違法な会計処理を繰り返し、普通交付税の算定資料に作為を加え、さらに虚偽の記載を行うなどして、長期にわたり、不当に過大な地方交付税の交付を受けていたことは、極めて遺憾である。

政府は、地方交付税が全地方公共団体共有の財源であり、地方自治の本旨及び地方公共団体相互の信頼関係を基礎として運営されるものであることにかんがみ、その基本的性格及び役割について周知徹底するとともに、都道府県をして地方交付税の検査の徹底と会計処理の適正化を図らせ、この種事態の再発防止に万全を

期すべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。

昭和五十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年年度国有財産無償貸付状況総計算書

九十一回国会 五五、 一、二九 内閣提出

未了

九十二回国会

未了

九十三回国会

未了

九十四回国会

継続審査

九十五回国会

継続審査

九十六回国会 五七、 四、二八 議決

委員長報告

昭和五十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年年度

特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書の委員長報告参照

昭和五十五年一般会計国庫債務負担行為総調書

五六、一二、二五 内閣提出

五七、 七、 九 議決

委員長報告

昭和五十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

五七、 二、二六 内閣提出

七、 九 議決

委員長報告

昭和五十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その2) 外二件の委員長報告参照

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案(三件)

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院			衆議院			備考
2	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五六、一二二)	五六、一二二	五六、一二二	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	
11	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五七、三二六)	五七、三二六	五七、三二六	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	
12	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (三二六)	三二六	三二六	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	